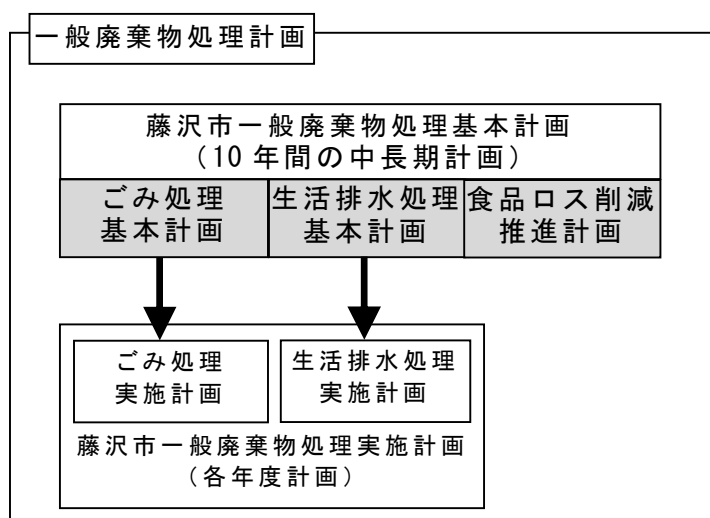


令和6年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画

■一般廃棄物処理実施計画基本事項

1 計画の目的

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）及び一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」という。）で構成され、実施計画は、本市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものです。



2 計画期間

2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

3 計画区域

本市の行政区域全域

■ごみ処理実施計画

1 ごみ処理人口

443,981人

（令和5年8月1日統計値（国勢調査を基準とした推計値））

2 ごみの排出量及び処理量の見通し

(トン/年)

	可燃ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	資源	排出量及び 処理量
家庭系	56,720	9,161	3,630	29,907	99,418
事業系	31,958	220	362		32,540
計	88,678	9,381	3,992	29,907	131,958

3 基本計画に基づくごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進等の施策

(1) 重点施策

- ① 食品ロスの削減
- ② プラスチックごみの削減
- ③ ごみ搬入時の指導
- ④ 焼却施設の延命化
- ⑤ 高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続
- ⑥ 特定処理品目の分別排出
- ⑦ 海岸清掃の継続
- ⑧ 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実

(2) 基本施策

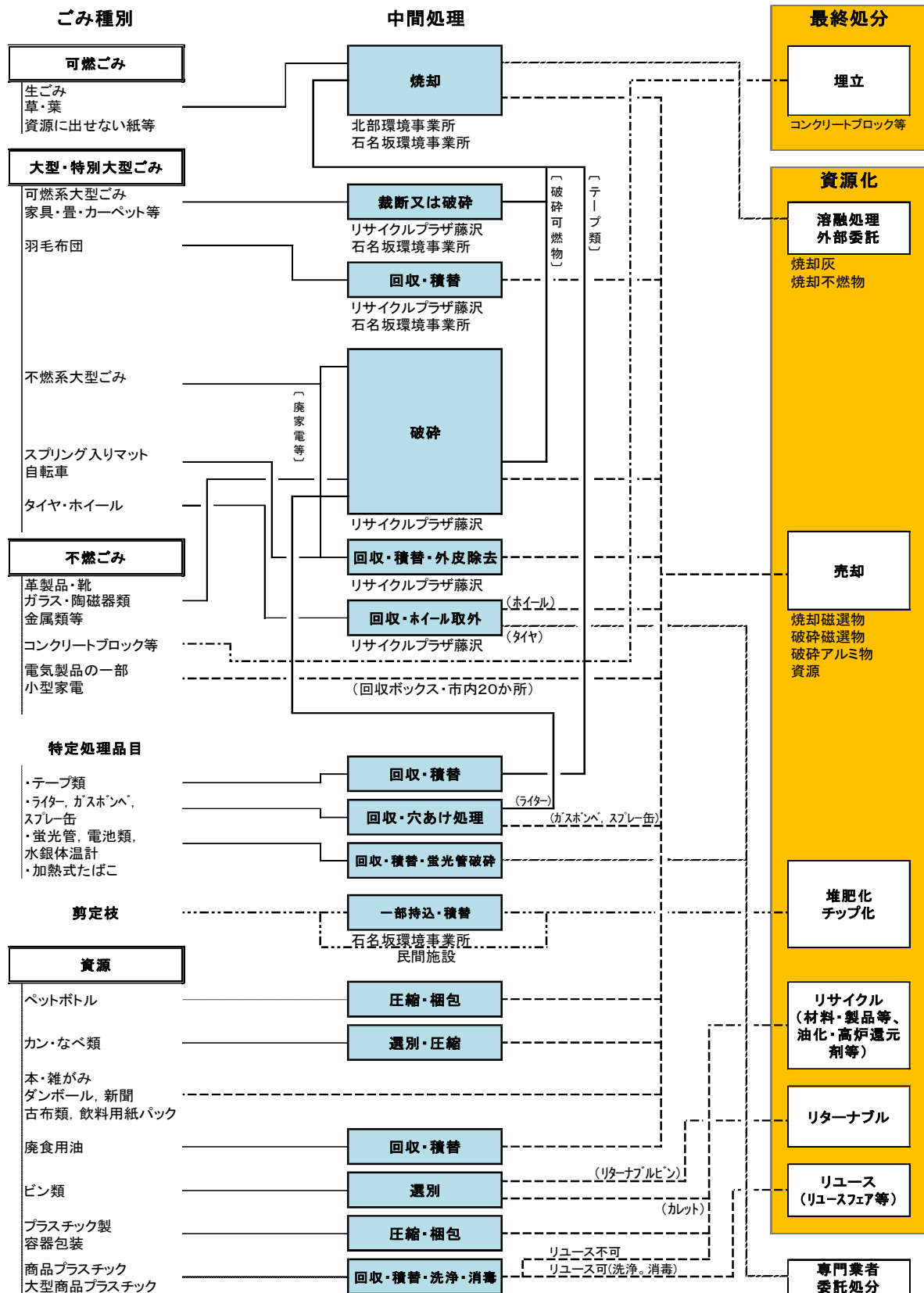
- ① 戸別収集、ごみ処理有料化の継続
- ② リユースの促進
- ③ グリーン購入の推進
- ④ 資源品目の拡大
- ⑤ 生ごみ資源化の促進
- ⑥ ごみ減量推進店制度の継続
- ⑦ 民間処理業者による資源化の支援
- ⑧ 循環型社会形成への要請
- ⑨ 事業者への情報発信と啓発
- ⑩ 業種別及び多量排出事業者への指導
- ⑪ 許可業者への指導
- ⑫ 関連団体との連携
- ⑬ 広域連携による施設整備
- ⑭ 効率的な収集運搬
- ⑮ 10ブロック区域分けによる収集の継続
- ⑯ 資源品目別戸別収集の継続

- ⑰ 剪定枝の資源化の促進
- ⑱ 使用済小型電子機器等の再資源化（BOX回収）
- ⑲ 適正な中間処理と維持管理
- ⑳ 中間処理での再資源化
- ㉑ 最終処分場の延命化
- ㉒ 最終処分場の適正管理
- ㉓ 藤沢市地域防災計画等の見直し
- ㉔ 災害廃棄物仮置場等の確保
- ㉕ 各種リサイクル関連法に基づく対応
- ㉖ 不法投棄対策
- ㉗ 新たなリサイクル品目の研究
- ㉘ 地球温暖化対策
- ㉙ 気候変動への適応策
- ㉚ 廃棄物減量等推進員の活動の充実
- ㉛ 生活環境協議会との協働の推進
- ㉜ 美化清掃の充実
- ㉝ 資源とごみの分け方・出し方の周知
- ㉞ 幅広い情報発信
- ㉟ 外国人及び転入者への啓発
- ㊱ 市民向けの啓発と協働の場の確保
- ㊲ ごみ処理施設の見学受け入れ
- ㊳ 小学校等でのごみ体験学習会の継続
- ㊴ 市職員等による出前講座の継続

4 ごみ処理に関する計画

(1) ごみ処理の流れ

藤沢市ごみ処理フロー



【市で収集・処理できないもの】

危険物・処理困難物	販売店・専門業者対応
・医療系廃棄物、バッテリー、薬品類、ピアノ・電子オルガン等の鍵盤楽器類(ピアノ線等の弦を使用しているもの)、塗料、 廃油、プロパンガスボンベ(10kg以上)、土砂類、石等	

メーカーリサイクル対象品	各リサイクル処理事業者等
・家電リサイクル対象品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン、オートバイ、消火器	

【市と民間事業者での協定等に基づき資源化するもの】

民間事業者	各リサイクル処理事業者等
・小型家電、パソコン、剪定枝等	

(2) ごみの収集区分と主な種類

ア 市が収集・処分するごみ

区分	主な種類
可燃ごみ	生ごみ(台所ごみ)、資源に出せない紙類、材木類(長さ50cm未満)、たばこ・灰、保冷剤、乾燥剤、下着類、すだれ・ござ(自然素材で1畳以下)、ペット用の砂・シート、花火、使い捨てカイロ、草・葉、紙おむつ
不燃ごみ	革製品・靴、羽毛・綿入り衣類、資源以外のプラスチック製品・金属類、アルミホイル、電球・白熱球、スピーカー、一斗カン・塗料カン、ホーロー製品、ガラス・陶磁器類、包丁等の刃物、電気製品(家電リサイクル法対象品目を除く)
プラスチック製容器包装	ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ類、チューブ類、ボトル類、ふた・その他、緩衝材・発泡スチロール
ビン	ビン(化粧品のビンは乳白色以外のもの)
カン・なべ類	缶詰、飲料用、酒類、菓子類、スプレー缶・卓上用ガスボンベ(穴開け済)、その他食品の缶、なべ、やかん、フライパン、フォーク、スプーンなど台所用品で金属製のもの
ペットボトル	(識別マークのあるもの) 飲料用、しょうゆ、みりん、酢、ドレッシング等(ノンオイルのもの)
本・雑誌がみ	本、雑誌、雑がみ(ポスター、カレンダー、ノート、封筒、葉書、ダイレクトメール、菓子箱等のボール紙、厚紙、シュレッター紙)
廃食用油	サラダ油、オリーブ油、菜種油等の植物性油
商品プラスチック	プランター・植木鉢類、ビデオ・DVD等のケース、かご等の50cm未満のプラスチック製商品
大型商品プラスチック	衣装ケース、ベビーバス等の50cm以上2m未満のプラスチック製商品
剪定枝	太さ1cm以上・長さ1.5m未満の枝、太さ50cm未満・長さ60cm未満の幹(竹、シュロ、キョウチクトウ、つる性樹木を除く)
その他資源	新聞等、折込広告

	段ボール
	飲料用紙パック
	古布類（衣類、カーテン、シーツ、毛布、タオル等）
小型家電	携帯電話、PHS、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、電子端末、電子辞書、電卓、ゲーム機等、30cm×15cmのボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの。（パソコンを除く）
大型ごみ	50cm以上2m未満及び100kg未満のごみ 50cm未満でも大型ごみになるもの（電子レンジ、食器洗い機、ミシン、ワープロ、風呂釜、スキャナー、ファックス付き電話機、石油ストーブ、カラオケ機器、掃除機、ステレオ、ビデオ・DVDデッキ、ガス・石油ファンヒーター、タイヤ・ホイール（乗用車・バイク用）、プリンター、フロンガス使用の除湿機、プロパンガスボンベ10kg以下、デジタルチューナー）
特別大型ごみ	タンス、テレビ台及びサイドボード、食器棚、書棚、ソファ、浴槽、門扉・門柱、流し台、オルガン及び電子オルガン等の鍵盤楽器類（ピアノ線等の弦を使用していないものに限る）、たたみ、スプリング入りマットレス、ベッド及び電動ベッド、物置、机、温水器（家庭用で1辺の長さが2m未満のものに限る）、マッサージチェア
特定処理品目	蛍光管、電池類（乾電池、ボタン・コイン電池、小型充電式電池（自動車・オートバイ等のバッテリー、電動アシスト自転車の電池を除く）、加熱式たばこ）、水銀体温計、テープ類、ライター、ガスボンベ・スプレー缶（中身が入っているもの）

イ 市が収集できないが処分するごみ

区分	種類
大量に出るごみ	引越等により一時的に大量に出るごみ

ウ 市が収集・処分できないごみ

区分	種類
排出禁止物 (条例第2 1条第1項 関連)	危険物・処理困難物 医療系廃棄物、ピアノ・電子オルガン等の鍵盤楽器類（ピアノ線等の弦を使用しているもの）、受入基準外のコンクリートがら、塗料（油性・水性）、廃油、薬品類、プロパンガスボンベ（10kgを超えるもの）、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定される石綿含有物、その他収集又は処理が困難なもの
	家電リサイクル法 対象品目 テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機

	資源有効利用 促進法対象品目	デスクトップ型パソコン、ノート型パソコン、 ディスプレイ、小型二次電池
	広域認定制度 対象品目	原付バイク、自動二輪車、小型二次電池、F R P 船舶、消火器、火薬類、携帯電話、インクカ ートリッジ
	特別管理 一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 1 条に規定される P C B 部品、ばいじん、感染 性廃棄物、廃水銀

エ 市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ

区 分	種 類
小型家電リサイクル法対象品目	家庭で使用する電気機械器具、デスクトップ型 パソコン、ノート型パソコン及びタブレット型 パソコンで事業者が回収するもの
剪定枝等	家庭及び事業所の維持管理から発生する剪定 枝・竹・草葉・根で事業者が資源化するもの
ペットボトル	市内のコンビニエンスストアに設置したペッ トボトルの自動回収機から市が回収したもの を、事業者が資源化するもの
使用済プラスチック製品	市内の小売店等に設置した自主回収BOXから製 造事業者等が回収し、資源化するもの

(3) ごみの収集体制

ア 定期収集

収集 区分	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、ビン、廃食用油、商品プラスチック、 特定処理品目、ペットボトル	
収集 区域	①直営	湘南大庭・六会・湘南台・遠藤・長後・御所見地区の全部及び善行地区の 一部
	②委託	片瀬・鶴沼・辻堂・村岡・藤沢・明治地区の全部及び善行地区の一部
収集 方法	戸別収集（集合住宅は集積所収集）	

排出方法	①可燃ごみ、不燃ごみ	指定収集袋（ただし、草・葉、枝（太さ1cm未満のもの）、紙おむつ、ボランティア清掃ごみは透明・半透明袋）
	②ビン、ペットボトル、廃食用油	バケツ等の容器（ただし、廃食用油はフタを締めたペットボトル）
	③プラスチック製容器包装、特定処理品目、商品プラスチック	透明・半透明袋
収集回数	①可燃ごみ、ビン	週2回
	②不燃ごみ、商品プラスチック、ペットボトル	2週1回
	③プラスチック製容器包装、廃食用油、特定処理品目	週1回

イ 予約収集

収集区分	大型ごみ、特別大型ごみ、大型商品プラスチック、剪定枝	
収集区域	委託	市内全域
収集方法	各戸収集（集合住宅は集積所収集）	
排出方法	①大型ごみ、特別大型ごみ	大型ごみ納付券を貼付（大型ごみは1枚、特別大型ごみは2枚）
	②大型商品プラスチック	透明・半透明袋（袋に入らない場合は、メモ紙等に「商品プラスチック」と書いて貼付）
	③剪定枝	1. 5m未満に切断し、余分な横枝や葉をはらい方向をそろえて直径3.5cm未満に束ねる

ウ 三者協調方式

収集区分	本・雑がみ、カン・なべ類、新聞・折込広告、段ボール、飲料用紙パック、古布類	
収集区域	市内全域	
収集方法	①本・雑がみ、カン・なべ類	戸別収集（集合住宅は集積所収集）
	②新聞・折込広告、段ボール、飲料用紙パック、古布類	集積所収集

排出方法	①本・雑がみ、新聞・折込広告、段ボール、飲料用紙パック、古布類	ひもで十文字に縛る
	②カン・なべ類	バケツ等の容器
収集回数	2週1回	

エ ボックス回収

回収区分	小型家電	
回収場所	各市民センター（石川分館を除く）、各公民館、藤沢市役所本庁舎、石名坂環境事業所、環境事業センター、リサイクルプラザ藤沢、秋葉台文化体育館、秩父宮記念体育館、八部公園	
回収方法	排出者自らが回収場所に設置している回収ボックスに投入	

オ ペットボトル回収機

回収区分	ペットボトル	
回収場所	ペットボトル回収機を設置している市内のコンビニエンスストア	
回収方法	排出者自らが回収場所に設置しているペットボトル回収機に投入	

カ 一声ふれあい収集

対象	ごみの排出が困難で、ボランティア等の協力を得ることが出来ない高齢者世帯や障がい者世帯等	
収集区分	「1 定期収集」及び「2 予約収集」	
収集方法	収集時に玄関先から一声かけて収集	
収集区域	市内全域	
収集回数	週1回以上	

キ 福祉大型ごみ収集

対象	大型ごみの排出が困難で、ボランティア等の協力を得ることが出来ない高齢者世帯や障がい者世帯等
収集区分	「2 予約収集」
収集方法	収集作業に伴い生じる可能性のある壁の破損等について、十分に説明をしたうえで、家の中に入って収集
収集区域	市内全域

ク ボランティア清掃

対象	地域・自治会（町内会）等が主体となって実施するボランティア清掃
収集区域	市内の公共的な場所（道路・歩道・植栽帯の周辺等）の清掃
収集区分	可燃ごみ・不燃ごみ
収集日	ボランティア等清掃計画書に記載された実施予定日の当日（土曜日・日曜日に実施されたものは翌月曜日）

ケ 海岸漂着ごみ等の清掃

対象	海岸漂着ごみ等
収集区域	片瀬西浜、片瀬東浜、江の島島内、鵜沼海岸、辻堂海岸
収集区分	可燃ごみ・不燃ごみ・その他
収集方法	公益財団法人かながわ美化財団や市委託業者により、各排出場所から収集し、一部分別して、市内の処理施設へ直接搬入
収集日	必要に応じて

コ 許可業者による収集

収集区域	市内全域
収集方法	① 各排出先より収集し、市内の処理施設へ直接搬入 ② 各排出先より収集し、市外の処理施設（資源化施設）へ直接搬入 ③ 剪定枝等又は食品残渣限定の許可業者については、民間の資源化施設へ直接搬入
業者数	72社（内 限定許可業者5社）

サ その他施設直接搬入（廃棄物）

対象	市民を対象とした緊急的に搬入されるごみ	
搬入区分	可燃ごみ、不燃ごみ、特定処理品目、大型ごみ、特別大型ごみ	
搬入施設	① 可燃ごみ 大型・特別大型ごみ (可燃系)	石名坂環境事業所
	② 不燃ごみ 特定処理品目 大型・特別大型ごみ (不燃系、布団、ジュタン)	リサイクルプラザ藤沢
	③ 少量の可燃ごみ	

シ その他施設直接搬入（資源）

対象	市民
搬入区分	プラスチック製容器包装、ビン、廃食用油、商品プラスチック、ペットボトル、本・雑がみ、カン・なべ類、新聞・折込広告、段ボール、飲料用紙パック、古布類、剪定枝（石名坂環境事業所に限る）
搬入施設	リサイクルプラザ藤沢、石名坂環境事業所、環境事業センター

(4) ごみの処理体制

ア 可燃ごみ

北部環境事業所及び石名坂環境事業所で焼却

イ 不燃ごみ

(ア) リサイクルプラザ藤沢で破碎し、磁選別及びアルミ選別後、
北部環境事業所で焼却

(イ) 電気製品で資源化可能なものは、認定事業者に引渡し

(ウ) ボックス回収された小型家電は、認定事業者に引渡し

(エ) 再資源化できない不燃物は、最終処分場に埋立処分

ウ 資源

(ア) プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザ藤沢または民間
施設で圧縮・梱包し、資源化

(イ) カン・なべ類は、リサイクルプラザ藤沢で選別・圧縮し、売却

(ウ) ビンは、リサイクルプラザ藤沢で選別し、資源化（一部売却）

(エ) 新聞・折込広告、本・雑がみ、段ボール、飲料用紙パック、
古布類は、売却

(オ) 廃食用油は、積み替えして売却

(カ) ペットボトルは、リサイクルプラザ藤沢で圧縮・梱包し、売却

(キ) 商品プラスチック、大型商品プラスチックはリユースまたは売却

(ク) 剪定枝は民間施設で資源化

エ 大型ごみ・特別大型ごみ

(ア) 可燃系大型ごみ・特別大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢で破
碎後に北部環境事業所で焼却又は石名坂環境事業所で破碎し、焼
却（羽毛布団は、選別し、売却）

(イ) 不燃系大型ごみ・特別大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢で破
碎し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所で焼却。

（スプリングマット・自転車（鉄くず）はリサイクルプラザ藤沢
で選別し、売却）

オ 特定処理品目

- (ア) 蛍光管は、リサイクルプラザ藤沢で破砕後に民間施設で資源化
- (イ) 電池類及び加熱式たばこは、民間施設で資源化
- (ウ) 水銀体温計は、民間施設で資源化
- (エ) テープ類は、北部環境事業所で焼却
- (オ) ライター、ガスボンベ、スプレー缶は、中のガスを抜いた後、リサイクルプラザ藤沢で破砕し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所で焼却又は資源化業者に売却

カ 市が収集・処理できないごみ

- (ア) 危険物・処理困難物については、販売店や専門業者による処理
- (イ) 家電リサイクル法対象品目については、同法の仕組みに沿って処理
- (ウ) 資源有効利用促進法対象品目及び広域認定制度対象品目については、販売メーカー等による処理
- (エ) 特別管理一般廃棄物のP C B部品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づいて処理
- (オ) 特別管理一般廃棄物の感染性廃棄物については、医療機関や専門業者による処理

キ 市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ

- (ア) 小型家電・パソコンについては、販売店による店頭回収又は環境省認定事業者による宅配便を利用した回収及び資源化
- (イ) 剪定枝等については民間施設で資源化
- (ウ) ペットボトル回収機により回収したペットボトルについては、指定事業者を引き渡し
- (エ) 製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック製品の自主回収及びリサイクル

5 ごみ処理施設及び整備に関する事項

(1) 収集車両基地

施設の名称	環境事業センター
所在地	藤沢市遠藤2023-17
保有車両	ロードパッカー車(2t) 44台 軽自動車 4台 軽トラック 17台 ダンプ(2t) 2台 トラック(2t) 1台 平ボディトラック(1t) 1台 【予備車】 ロードパッカー車(2t) 10台
主な施設	洗車施設

(2) リサイクルプラザ藤沢

所在地	藤沢市桐原町23番1	
施設の名称	カン・金属類の 機械選別圧縮施設	ビン選別施設
処理方法	手選別、磁選機及びアルミ選別機による選別後、圧縮	手選別による生きびん回収及び色分別(4色)後、カレット化
公称能力	10.0 t / 日 (5時間)	15.5 t / 日 (5時間)
年間稼働日数	260日	260日
年間処理量	1,275t	2,975t
施設の名称	ペットボトルの 選別圧縮施設	不燃ごみ・大型ごみの 破碎・機械選別施設
処理方法	手選別による異物除去後、圧縮・梱包	2軸式低速破碎機・横軸回転式破碎機による破碎後、磁選機及びアルミ選別機による選別
公称能力	7.0 t / 日 (5時間)	65.0 t / 日 (5時間)
年間稼働日数	260日	260日
年間処理量	1,610t	11,806t

施設の名称	プラスチック製容器包装の 機械選別圧縮施設	大型可燃ごみの 破砕・機械選別施設
処理方法	破袋機による破袋、手選別による異物除去後、圧縮梱包	2軸式低速破砕機による破砕
公称能力	24.5 t / 日 (5時間)	5.5 t / 日 (5時間)
年間稼働日数	260日	260日
年間処理量	4,654t	416t

(3) プラスチック製容器包装圧縮梱包施設 (民間委託分)

処理方法	圧縮・梱包
公称能力	4.99 t / 日
年間稼働日数	360日
年間処理量	1,796t

(4) プラスチック製容器包装及び商品プラスチック資源化施設 (民間委託分)

施設の名称	プラスチック製容器包装 資源化施設	商品プラスチック 資源化施設
処理方法	破袋・手選別・破砕・圧縮 梱包	破砕・粉碎・梱包
公称能力	4.99 t / 日	4.99 t / 日
年間稼働日数	260日	260日
年間処理量	1,200t	1,200t

(5) 焼却施設

施設の名称	北部環境事業所	石名坂環境事業所
所在地	藤沢市石川2168	藤沢市本藤沢2-1-1
処理方式	全連続 ストーカ方式	全連続 流動床方式
公称能力	300t/日(150t/日×2基)	130t/日
年間稼働日数	361日	185日
年間処理量	78,187t	21,450t
年間残渣量	9,773t	1,830t
残渣の処分方法 ※	資源化	資源化

付 帯 設 備	発電設備 場内給湯設備	発電設備 場内給湯設備 可燃系大型ごみ破碎設備 犬猫専焼炉
---------	----------------	--

※ 焼却灰及び焼却不燃物は、民間施設（3施設）で資源化を行い、有効利用を図る。
焼却磁選物は、民間施設で資源化を図る。

（6）最終処分施設

施設の名称	女坂最終処分場
所在地	藤沢市用田150
埋立物	焼却不燃物・焼却残渣物
全体容量	200,000m ³
残余容量	108,121m ³ (令和5年2月現在)
年間埋立量見込み	1,000m ³
埋立終了予定	令和25年3月

（7）一般廃棄物処理事業者

ア 食品リサイクル

施設の名称	湘南有機リサイクル株式会社 藤沢リサイクルセンター
所在地	藤沢市葛原1731-1
処理内容	食品残渣から飼料を製造
処理能力	蒸気間接式乾燥処理、11.5 t / 日
最終処理方法	飼料として販売

イ 剪定枝等リサイクル

施設の名称	株式会社アグリパートナーズ
所在地	藤沢市円行1-13-12
処理内容	剪定枝等のチップ化
処理能力	破碎処理、4.36 t / 日
最終処理方法	発酵敷料、発酵促進副資材として販売

（8）その他民間処理施設（市と民間事業者での協定等に基づき資源化）

施設の名称	処理内容		処理対象及び処理計画量
民間処理施設	チップ化	市民	剪定枝 473t
		事業者	剪定枝 13,378t

	重金属回収・無害化処理		電池類	101t
			蛍光管	24t
			水銀体温計	0t
	チップ化し、助燃材として使用		タイヤ	15t
	飼料化		食品残渣	2,600t
	資源化	市の収集	小型家電	250t
		認定事業者	小型家電	32t
回収機から収集後、資源化		ペットボトル	10t	
自主回収BOXから収集後、資源化		使用済プラスチック製品	1t	

(9) 処理施設等の整備・計画

- ア 北部環境事業所・焼却炉の定期整備
- イ 石名坂環境事業所・焼却炉の定期整備
- ウ 石名坂環境事業所・焼却炉の更新整備

6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 再資源化の種別及び処理量の見通し (トン)

処理内容	再資源化の種別	計画処理量
売却	新聞・折込広告	1,190
	古布類	2,130
	本・雑がみ	7,809
	段ボール	4,249
	飲料用紙パック	181
	廃食用油	204
	商品プラスチック・大型商品プラスチック (リユース含む)	154
	計	15,917
選別後に売却	カン・なべ類	1,275
	羽毛布団	16
	砂入空缶	3
	破碎後に磁選したアルミ及び鉄くず	1,479
	スプリングマット・自転車(未破碎鉄くず)	454
	計	3,227
資源化(一部売却)	ビン	2,975
	プラスチック製容器包装	7,650

	ペットボトル	1,610
	計	12,235
溶融資源化	焼却灰	11,603
合 計		43,299

(2) 不法投棄対策

各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を推進するとともに、市独自によるパトロールを実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監視センサーを市内重点箇所を設置し、不法投棄防止に努める。

不法投棄者に対しては警察と連携を強化する等、今後の不法投棄予防対策、防止対策を推進する。

(3) 一般廃棄物処理施設の情報公開

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、一般廃棄物処理施設の維持管理情報を市ホームページで公開する。また、焼却施設から排出される焼却灰について、放射性物質濃度を測定し、同様に公開する。

7 市が処理することができる産業廃棄物

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 市が収集運搬、処理できる産業廃棄物	<p>ア 少量排出事業者（1回の排出量が40リットル袋1袋までの事業者で、市に収集運搬及び処理の依頼を届け出た者）が排出する産業廃棄物のうち、日常生活から排出されるものと同様であり、大型ごみに該当しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等。</p> <p>イ 地域事業等で発生した産業廃棄物のうち、大型ごみに該当しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等。</p>
--------------------------	--

■生活排水処理実施計画

1 生活排水処理人口

区 分	処 理 方 式	設 置 数 ・ 区 域 面 積	人 口 (人) ※1	
生活雑排水 処理	浄化槽	設置数 1,374基	3,298	
	公共下水道	処理区域面積 (ha)	427,192	
		南部		2,300
		東部		2,190
		流域		297
計	4,787			
生活雑排水 未処理	みなし浄化槽	設置数 2,967基	12,070	
	し尿収集		955	

※1 人口については、令和5年4月1日の統計値(住民基本台帳)を基に一部推計値となっています。

2 し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し

(キロリットル/年)

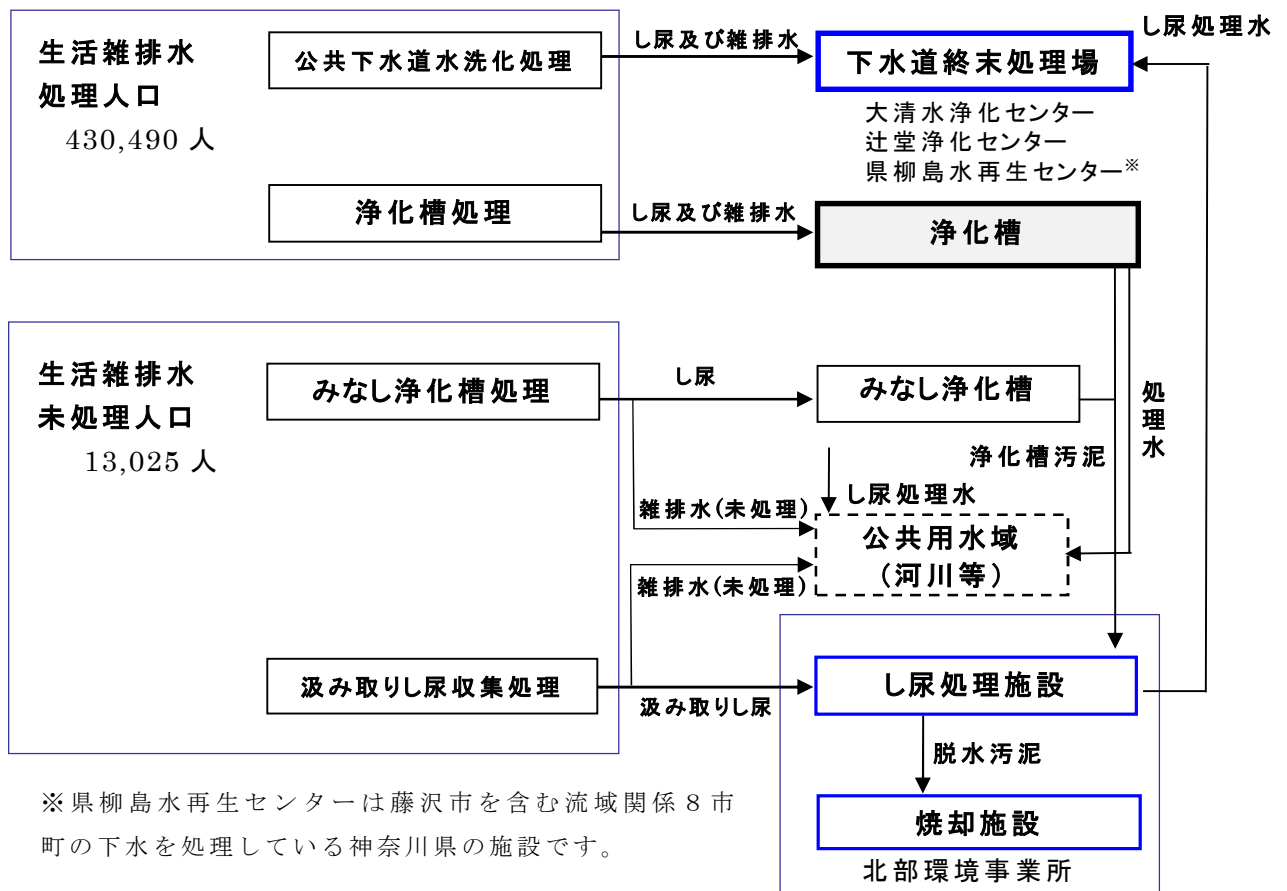
し 尿	浄化槽汚泥	排出量及び処理量
2,044	11,206	13,250

3 基本計画に基づく生活排水処理の施策

- (1) 公共下水道の整備
- (2) 家庭での浄化槽の整備
- (3) 新しいし尿処理施設の整備
- (4) ディスポーザーキッチン処理システムの適正な整備の促進
- (5) 収集・運搬計画
- (6) 中間処理計画
- (7) 最終処分計画
- (8) 市ホームページでの情報発信
- (9) 下水道への接続促進や浄化槽への転換の必要性の発信
- (10) 正しい浄化槽維持管理の啓発
- (11) 浄化槽設置及び清掃に関する助成制度

4 生活排水の処理に関する計画

(1) 生活排水処理の流れ



(2) し尿・浄化槽汚泥の収集体制

収集形態	区域	市内全域	
許可業者	収集回数	し尿	申し込み (月1回程度)
		浄化槽汚泥	年1~2回(全ばっ気方式は、年2回)

(3) 生活排水の処理体制

施設の種類	対象となる生活排水	処理施設
公共下水道	し尿、生活雑排水	大清水浄化センター 辻堂浄化センター 県柳島水再生センター
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北部環境事業所

5 し尿処理施設及び整備に関する事項

(1) し尿処理施設

施設の名称	北部環境事業所
所在地	藤沢市石川2168
処理方法	固液分離処理＋凝集沈殿処理
公称能力	230 kl/日
年間稼働日数	243日
年間処理量	13,213 kl
年間残渣量	250t
残渣の処分方法	焼却

(2) し尿処理設備の整備・計画

ア 北部環境事業所・し尿処理施設の定期整備

イ 北部環境事業所・し尿処理施設の整備計画